

建設リサイクル法「届出済み工事シール」の配付について

～「届出済み工事シール」の貼付にご協力を願いします～

新潟県、県内6市特定行政庁¹では、建設リサイクル法²の届出をされた皆さんに「届出済み工事シール」を配付し、工事現場に掲示が義務付けられている建設業許可又は解体工事業登録の標識等に貼り付けていただくよう、お願いしています。

1 「届出済み工事シール」の貼付目的

「届出済み工事シール」の貼付は、次のことを目的としています

第三者に対して届出済み工事であることを明確にすることにより、建設リサイクル法の一層の周知を図ります。

建設リサイクル法の対象建設工事であることを施工者の皆さんに意識していただくことにより、より適正な分別解体の促進等を図ります。

標識の掲示を、より確実なものとします。

2 「届出済み工事シール」の位置付け

「届出済み工事シール」の貼付は、法に基づく義務ではなく、あくまでも行政指導の範囲で、発注者又は自主施工者に協力を願いするものです。

3 「届出済み工事シール」の配付対象工事

建設リサイクル法第10条第1項の届出義務のある建設工事（民間工事）が対象です。

4 「届出済み工事シール」の配付方法

届出対象建設工事について、届出書の受付時に受付日、受付番号、受付機関名が記載された「届出済み工事シール」を各窓口で配付します。

5 「届出済み工事シール」の貼付方法

「届出済み工事シール」は、受注業者が工事現場に掲示する建設業許可、解体工事業登録の標識の余白等に、届出日から7日目以降の着手日に貼付してください。

自主施工者は、門・塀等の目立つ場所に「届出済み工事シール」を貼付してください。

工事終了後は速やかに「届出済み工事シール」を処分してください。

1 6市特定行政庁

建築基準法で規定する建築主を置く市町村。県内では新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市がこれにあたります。特定行政庁の区域内で行われる対象建設工事については、その首長あてに行うこととなっています。

2 建設リサイクル法

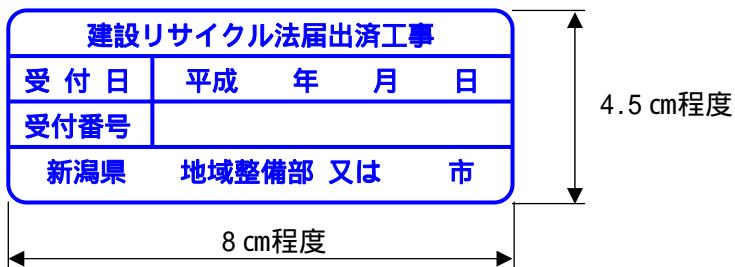
建設リサイクル法は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称です。

裏面に「届出済み工事シール」の様式と貼付例が示してありますので参考にしてください。

「届出済み工事シール」の様式

シールの色：白色

枠・文字の色：配付年度により異なります（H22 赤、H23 緑、H24 青）



建設業許可業者の場合の標識貼付例（建設業法施行規則第25条）

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

貼付箇所

(寸法)
縦 25 cm以上
横 35 cm以上

解体工事業登録業者の場合の標識貼付例（解体工事業に係る登録に関する省令第8条）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

貼付箇所

(寸法)
縦 25 cm以上
横 35 cm以上

【問い合わせ先】

新潟県 土木部 技術管理課 技術管理班 電話 025-285-5511 (内線 3425) 若しくは
新潟市 建築部 建築行政課 電話 025-226-2849 (直通)